

第12課 基本的人権その3

これまでみたように、日本国憲法は、基本的人権の尊重につき、第11条から第14条にかけて、いわば総則ともいえる規定をおいた後、第15条以下に各種の人権を列挙し、その保障を宣言している。これらの個別的な人権は、その権利の性格や強弱、保障の目的、保障の方法など様々な観点から分類することができる。一口に人権と言っても、そこには様々なものがあり、決して同列に論じることにはできない。しかし、同様な性格を持つ権利をまとめて分類することは、人権の内容や性質を理解するのに有益である。

分類の方法は論者によって若干異なるが、ここでは、憲法の規定する各種の個別的人権を、自由権、国務請求権、参政権、社会権4つに分類してみよう。

自由権は「国家権力からの自由」を保障するもので、近代憲法以来保障されてきたものが多い。自由権については、さらにこれを思想信条の自由などの**精神的自由権**、奴隷的拘束からの自由などの**身体的自由権**及び財産権保障などの**経済的自由権**に分けることができる。

国務請求権と**参政権**は、いずれも国家権力から束縛を受けないということにとどまらず、逆に国家に任務の遂行を要求したり、あるいは国会意思の決定に参加したりする権利であるという点で、自由権と異なる性格を持つ。国務請求権については、例として裁判を受ける権利を挙げることができ、参政権は端的に言えば選挙権、被選挙権のことである。

社会権というのは、20世紀になってから、社会国家・福祉国家の理念から、とくに社会的経済的弱者の保護を目指して諸国の憲法に取り入れられるようになってきた権利であり、日本国憲法では生存権や労働基本権などがこれに該当するといわれている。法的には、弱者保護のためなどに、国に対して一定の行為を要求する権利である点で、国に対して介入を禁止する自由権と異なるが、社会権にも自由権的な側面、つまり公権力による不当な侵害の排除を求めることのできる権利としての側面がある。

1 重要語句

a 精神的自由権

人の精神活動の自由を保障する権利で、これは、さらに人の内心の自由と表現の自由に分けられる。内心の自由としては、思想・良心の自由（第19条）、信教の自由（第20条）に含まれる信仰の自由及び学問の自由（第23条）のうち学問研究の自由がここに分類される。表現の自由としては、中心的な規定は第21条第1項であり、そこでは、集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由が保障されており、同条第2項が検閲を絶対的に禁止し、通信の秘密を保護することによって、いわば裏面から表現の自由を保障している。

b 身体的自由権

文字通り、人の身体の自由であり、奴隷的拘束からの自由（第18条）の保障に加え、日本国憲法は、第31条で法定手続の保障を定め、第33条ないし第39条に刑事被告人の権利を詳細に挙げることによって、身体的自由権の保障を図っている。

c 経済的自由権

人の経済活動の自由であり、第22条の職業選択の自由及び居住移転の自由並びに第29条の財産権の保障が経済的自由権についての規定である。

d 国務請求権

受益権ともいう。人権保障をより確実にするための権利であり、重要なのが裁判を受ける権利（第32条）である。このほか、請願権（第16条）及び国家賠償請求権（第17条）並びに刑事補償請求権（第40条）もここに分類される。

e 参政権

国政に参加する権利のことであって、中心は選挙権と被選挙権であり、憲法はこのことを第15条で規定している。そのほか、憲法改正の際の国民投票権（第96条）、最高裁判所裁判官の国民審査制（第79条第2項）などもここに入る。

f 社会権

生存権（第25条）、教育を受ける権利（第26条）、労働基本権（第28条）が社会権といわれるものである。